

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課 鏡健康福祉地域事務所
評価対象期間 (最終年度入れない)	平成27年4月1日 ~ 平成29年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	鏡老人デイサービスセンター
	所在地	八代市鏡町鏡村720番地
	設置目的	高齢者の福祉の増進及び地域福祉の推進を図る
指定管理者	名 称	社会福祉法人八代市社会福祉協議会
	所在地	八代市本町一丁目9番14号
指定管理業務の内容	介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業 介護保険法第8条の2第7項に規定する予防通所介護事業	
指 定 期 間	平成27年4月1日 ~	平成30年3月31日 3年

II 利用状況

	平成28年度 (最終年度)	平成27年度 (導入初年度)	増減 ※評価対象最終年度と 制度導入初年度との比較
開 館 日 数	307	306	1
施設利用者数	3,480	4,148	▲ 668
施設稼働率	84.1	83.3	1
事業参加者数	3,480	4,148	▲ 668

III 収支状況 (評価対象期間全体) <<鏡地域福祉センター一分に記載済>>

(単位：千円)

	予 算	決 算	増 減	備 考
収 入	0	0	0	
指定管理料			0	
利用料金			0	
その他 ()			0	
支 出	0	0	0	
人件費			0	
修繕費			0	
備品購入費			0	
光熱水費			0	
その他 ()			0	
収 支	0	0	0	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		27
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	25	3	15
①開館時間・休館日の運用			
②センター利用状況			
③自主事業			
④広報計画			
⑤勤務者教育・研修			
⑥その他の取組み			
(2) 利用者満足度	15	4	12
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	要介護者の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活ができるように入浴、排泄食事の介護等、日常生活に必要な訓練に取り組んでいる。		
2 管理経費縮減に関する取組み	15		13
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①経費削減の取組み（人件費、光熱費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	5	5
①収支			
[評価の理由]	民間電力供給会社より電力を購入し経費節減に努めている。職員にコスト意識を浸透させ照明及び冷暖房費等のこまめなスイッチ操作を行い省電力に努めている。		
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		24
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・整備・備品の管理（点検や修繕等）			
④清掃業務			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	20	4	16
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報公開			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
[評価の理由]	急病・怪我人発生時に看護婦を中心に適切な応急処置をしたり、他の職員でも対応できるように救急法の講習会等を行っている。「通所介護事業所運営規定」の秘密保持に関する規定に基づいた研修会を行っている。		

4	その他の取組み	15		15
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	10	5	10
	①地域との連携、交流事業の実施など			
	②他の市民利用施設との連携			
	③地域交流事業の実施			
	(2) 地域雇用への配慮	5	5	5
	①市民採用・再雇用			
	②地元業者委託			
	[評価の理由]	社会福祉協議会と校区福祉会が協働で実施している各種地域福祉事業を通じて地域の福祉向上に努めている。平成26年度の欠員補填のための職員は市内在住者から採用している。		
	合 計	100		79

【総合評価結果】

合計得点	79	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。